

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	障がい福祉事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、障がい福祉事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障がい福祉事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき申請者に身体障害者手帳を交付するとともに、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき障害福祉サービスを提供する。また、一定の障害程度を満たす者に対し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、各種手当を支給する。 1. 児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等に関する事務 2. 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付の申請の受理、審査、申請に対する応答、返還、変更、再交付等に関する事務 3. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、手当の額の改定の請求の受理等に関する事務 4. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答等に関する事務 5. 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当(経過的福祉手当)の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答等に関する事務 6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給、支給決定の変更に関する事務
③システムの名称	障がい福祉システム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

障がい福祉システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表 8、9、20、21、22、51、66、67、117の項 2. 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令主務省令第2条の表 【表における情報提供の根拠】 11、13、14、15、16、18、19、20、25、29、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、108、113、119、124、125、141、144、145、146、155、158、161、163の項 【表における情報照会の根拠】 14、15、16、20、37、75、91、92、93、119、144、145、146の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	松山市福祉推進部障がい福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市福祉推進部障がい福祉課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6433)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	1年ごとにeラーニングによる研修を受講している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	I 3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一 8、11、12、34、46、47、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条、第11条、第12条、第25条、第37条、第38条、第60条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一 8、11、12、34、46、47、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条、第11条、第12条、第25条、第37条、第38条、第60条 3. 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	I 5 ②所属長	課長 兵頭 信	課長 金指 巖	事後	人事異動に伴う変更
平成29年9月6日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成30年1月17日	I 4 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第55条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、85、87、110、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第43条の3の2、第44条、第55条の3、第59条の2 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	法令上の根拠を追加
平成31年2月14日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	I 1 ②事務の概要	1. 児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等に関する事務 2. 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付の申請の受理、審査、申請に対する応答、返還、変更、再交付等に関する事務 3. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく受給資格及びその額の認定の請求の受理、手当の額の改定の請求の受理等に関する事務 4. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答等に関する事務 5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給、支給決定の変更、地域生活支援事業の実施等に関する事務	1. 児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等に関する事務 2. 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付の申請の受理、審査、申請に対する応答、返還、変更、再交付等に関する事務 3. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、手当の額の改定の請求の受理等に関する事務 4. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答等に関する事務 5. 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当(経過的福祉手当)の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答等に関する事務 6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給、支給決定の変更に関する事務	事後	取扱事務を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月14日	I 4 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、9、10、11、12、14、15、16、19、20、26、27、28、30、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、87、106、108、110、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第43条の3の2、第44条、第55条の3、第59条の2 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、9、10、11、12、14、15、16、19、20、26、27、28、30、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、87、106、108、110、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の3、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3		法令上の根拠を追加
令和2年3月19日	I 4 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、9、10、11、12、14、15、16、19、20、26、27、28、30、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、87、106、108、110、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の3、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、9、10、11、12、14、15、16、16の2、19、20、26、27、28、30、31、53、54、55、56の2、57、79、85、85の2、87、106、108、110、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16、20、21、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の3の2、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の2、第55条の3、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	法令上の根拠を修正
令和2年3月19日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	I 4 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、9、10、11、12、14、15、16、16の2、19、20、26、27、28、30、31、53、54、55、56の2、57、79、85、85の2、87、106、108、110、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16、20、21、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の3の2、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の2、第55条の3、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、9、10、11、12、14、15、16、16の2、19、20、26、27、28、30、31、53、54、55、56の2、57、79、85、85の2、87、106、108、110、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16、20、21、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の3の2、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の2、第55条の3、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	法改正に伴う変更
令和3年11月11日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	表紙 特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月11日	I 4 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、9、10、11、12、14、15、16、16の2、19、20、26、27、28、30、31、53、54、55、56の2、57、79、85、85の2、87、106、108、110、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16、20、21、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の3の2、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の2、第55条の3、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、9、10、11、12、14、15、16、16の2、19、20、26、27、28、30、31、53、54、55、56の2、57、79、85、85の2、87、106、108、110、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の3の2、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の2、第55条の3、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	法改正に伴う変更
令和4年11月11日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	I 4 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、9、10、11、12、14、15、16、16の2、19、20、26、27、28、30、31、53、54、55、56の2、57、79、85、85の2、87、106、108、110、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16、20、21、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の3の2、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の2、第55条の3、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、9、10、11、12、14、15、16、16の2、19、20、26、27、28、30、31、53、54、55、56の2、57、79、85、85の2、87、106、108、110、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16、20、21、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の3の2、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の3、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	法改正に伴う変更
令和5年11月13日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	I 5 ①部署	保健福祉部	福祉推進部	事後	部局名の変更
令和7年3月7日	I 8 連絡先	保健福祉部	福祉推進部	事後	部局名の変更
令和7年3月7日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	I 3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一 8、11、12、34、46、47、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条、第11条、第12条、第25条、第37条、第38条、第60条 3. 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表 8、9、20、21、22、51、66、67、117の項 2. 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月7日	I 4 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、9、10、11、12、14、15、16、16の2、19、20、26、27、28、30、31、53、54、55、56の2、57、79、85、85の2、87、106、108、110、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の3の2、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の3、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令主務省令第2条の表 【表における情報提供の根拠】 11、13、14、15、16、18、19、20、25、29、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、108、113、119、124、125、141、144、145、146、155、158、161、163の項 【表における情報照会の根拠】 14、15、16、20、37、75、91、92、93、119、144、145、146の項	事後	法改正に伴う変更